

第6 政令第8条区画の取扱い（令8区画）

1 令8区画の意義

令8区画とは、「消防法施行令第8条」でいう区画の略称で、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁により区画された場合には、その区画された部分は、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれ別の防火対象物とみなされるという規定である。

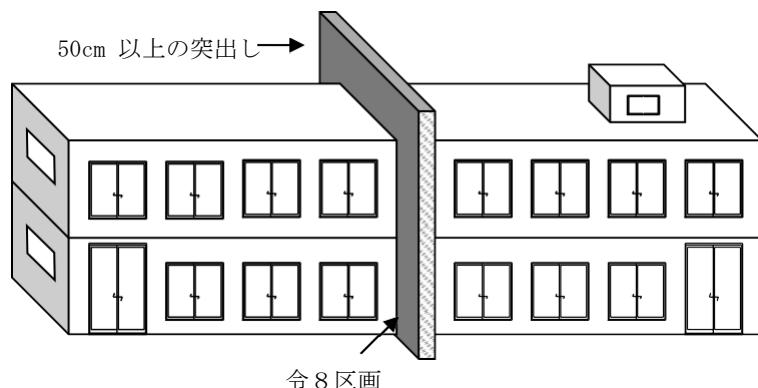
2 令8区画の構造等

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢であり、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。
- (3) 区画の構成

ア 突出しによる令8区画

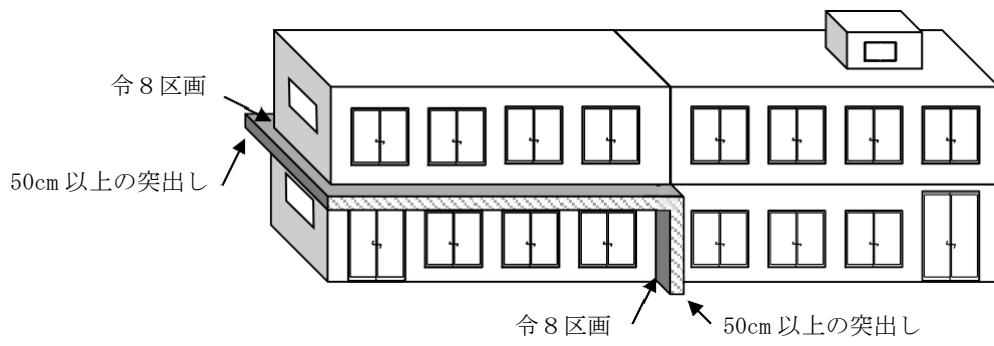
令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。（第6-1、6-2図参照）

<50cm以上の突出しによる令8区画例>



第6-1図

<50cm以上の突出しによる令8区画例>



第6-2図

イ 突き出しを設けない場合の令8区画

50cm以上の突き出しを設けない令8区画を行う場合については、次によること。

(ア) 50cm以上の突き出しを設けない場合は、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が当該令8区画を含む3.6m以上にわたり耐火構造であること。

ただし、この範囲に開口部がある場合は、令8区画を介して接する開口部相互の距離が90cm以上確保され、かつ当該開口部が防火設備であること。

※ 開口部に換気口等も含むものであり、当該換気口等には防火ダンパー(以下、「FD」という。)を設けること。ただし、火気設備の排気筒はFDを設けることを要しない。

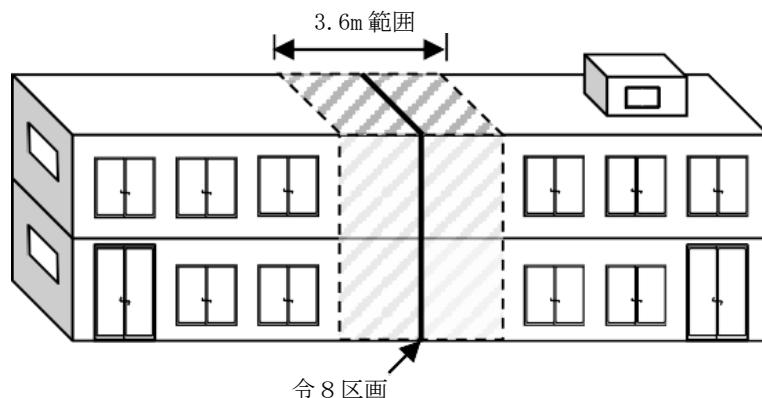
(第6-3~6-6 図参照)

(イ) 幅3.6mの範囲のとりかたは、原則として令8区画を中心として、両側1.8m以上とすること。

(ウ) 幅3.6m以上の範囲の耐火性能は、建築基準法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能に関する技術的基準以上とすること。(第6-2図参照)

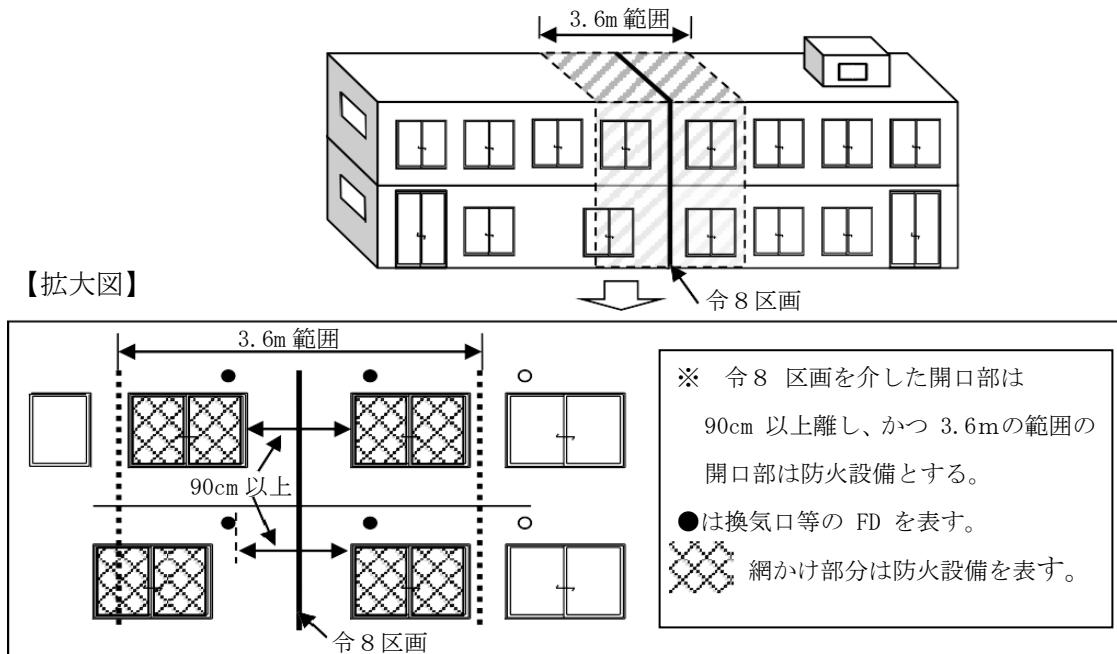
<50cm以上の突出しを設けない場合の令8区画例>

(例1) 3.6m範囲に開口部がない場合



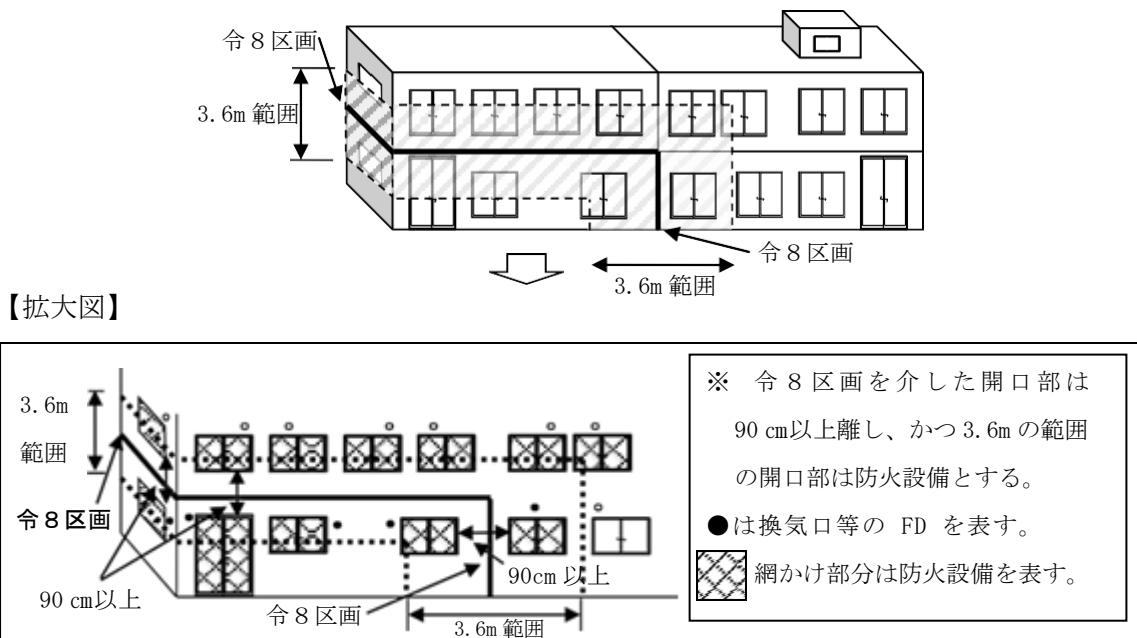
第6-3図

(例2) 3.6m範囲に開口部がある場合



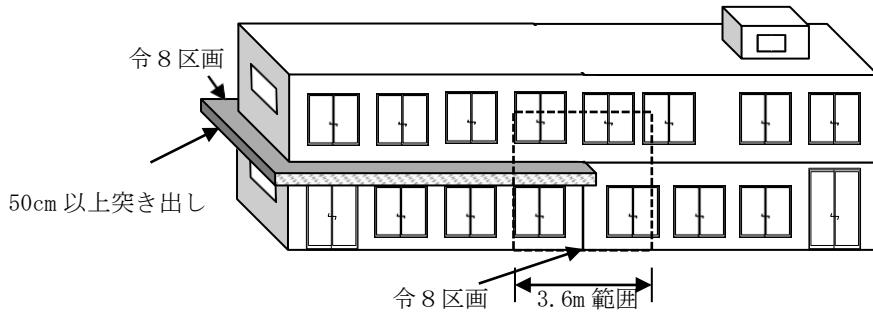
第6-4図

(例3) 3.6m範囲に開口部がある場合

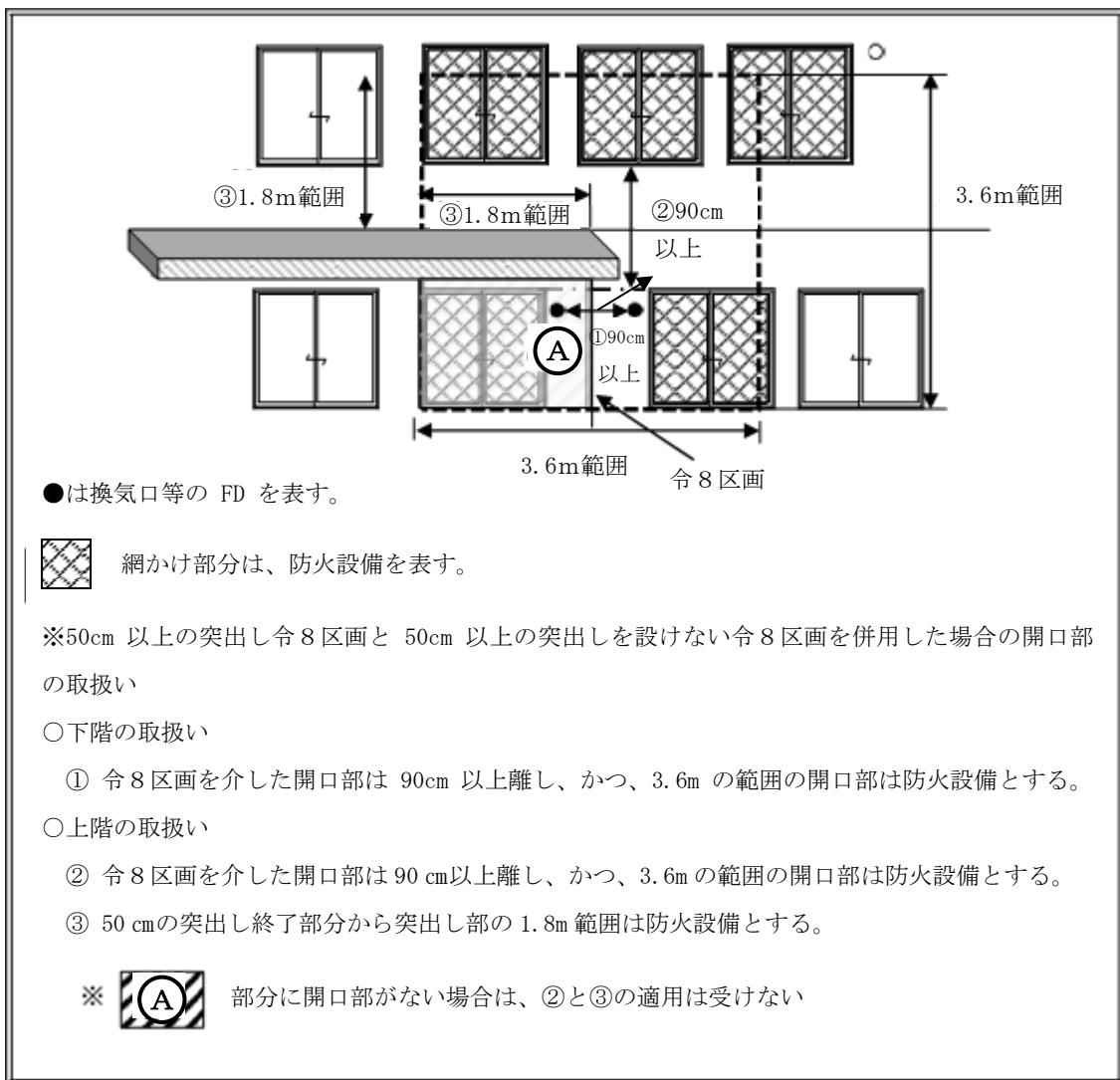


第6-5図

<50 cm以上の突出しの令8区画と、50 cm以上の突出しを設けない場合の令8区画を併用した場合の例>



【拡大図】



第6-6図